

THE UKI NEWSLETTER

標準準拠システムへの移行に伴い

令和8年度から 市税の毎月の支払額が変わります

集合税方式から単税方式へ

市では現在、市民の負担を平準化するため、年10回に均一に分けて市税を納付する集合税方式を採用しています。

しかし、国が地方税法に基づく運用をする新システムへの移行を義務付けたことから、令和8年度以降、それぞれの税の支払いを年間を通して4期に分ける単税方式へ変更することを決定しました。



☎ 税務課(住民税) 32-1402
(固定資産税) 32-1487
医療保険課(国民健康保険税) 32-1417

なぜ変更するのか

市税の支払方法

集合税方式
市・県民税、固定資産税、国民健康保険税で納税通知書や納付書に3つの税をまとめ、記載して送付する方式

単税方式
それぞれの税目ごとに納税通知書や納付書を送付する方式

システム標準化のメリット

- ① **コスト削減**
機能の標準化で自治体ごとの個別開発が不要に。自動で制度改正やアップデートがなされ、その都度改修を行う手間も解消できます。
- ② **デジタル人材不足の解消**
自治体ごとのセキュリティ対策や運用監視がいらす、確保が難しいデジタル人材を自治体内に配置する必要がなくなります。また、組織をまたいだデータ連携を進めやすくなり、自治体職員の業務効率を高められます。
- ③ **住民や企業の利便性が向上**
オンライン申請や様式が統一され、自治体間で同じ方法になるため、申請者が利用しやすくなります。
- ④ **国と市町村でデータを連携**
国が提供するデータベースで一元管理するので、国が市町村に照会をかける必要がなくなります。
- ⑤ **システム事業者間の競争促進**
独自にカスタマイズされている現行のシステムでは他への移行が困難ですが、統一システムではそれが容易になり、事業者間での適切な競争が促進されます。

国は、地方行政のデジタル化を推進するため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を令和2年12月に策定。取り組みの一つとして、同4年10月には「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定しました。

これに伴い、市町村に納める税金などの主要20業務を、令和7年度末までに「標準準拠システム」と呼ばれる国が示す標準仕様に適合したものへ移行することを、法令で義務付けました。

地方税法上では一定の納期を示しながらも条例で異なる設定ができたことから、市では集合税方式を取っていましたが、令和8年度から新システムに適合する単税方式

令和8年度以降 納付額のイメージ

住民税・固定資産税・国民健康保険税を
集合税方式で
年間32万円 支払っている
宇城 太郎さん、宇城 花子さん、
宇城 次郎さん の場合

6月～翌3月まで 32,000円ずつ10期で支払い

R7年度までは



このように変化 ※年間の税額は変わりません。

R8年度以降

point

- ☆ 住民税と固定資産税は、
納付月が変わり、
納付回数がそれぞれ4回に
- ☆ 国民健康保険税は、納付回数・
納付月共に変更はありません

1回の支払い額がそれぞれ変わります

Case 1

—宇城 太郎さん—

■ 住民税	14 万円
■ 固定資産税	8 万円
■ 国民健康保険税	10 万円
計	32 万円

Case 2

—宇城 花子さん—

■ 住民税	0 万円
■ 固定資産税	32 万円
■ 国民健康保険税	0 万円
計	32 万円

Case 3

—宇城 次郎さん—

■ 住民税	22 万円
■ 固定資産税	0 万円
■ 国民健康保険税	10 万円
計	32 万円